

改正

平成31年 3 月29日訓令第12号

府中町建設工事中間検査実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、府中町建設工事検査規程（昭和57年訓令第 8 号）第 4 条第 2 号に規定する中間検査の実施について必要な事項を定め、適正な契約の履行を確保することを目的とする。

(中間検査の対象工事)

第 2 条 中間検査の対象となる建設工事は、請負代金額5,000万円以上かつ工期が6箇月以上の工事とする。ただし、財務部長（以下「部長」という。）が必要と認めた場合は、この限りではない。

(中間検査の実施等)

第 3 条 中間検査の実施は、竣工及び出来形検査の時期並びに当該工事の主要工種を考慮し、原則として、進捗率がおおむね60パーセントの時点又は施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期に行うこととする。

2 中間検査の実施回数は、1 回とする。ただし、工事の重要度に応じて実施回数を増減できるものとする。

3 中間検査の実施時期は、監督員が、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえの評価を適切に実施できる施工段階を選定し、部長が決定する。

4 部長は、前項の規定による決定を行ったときは、請負者に対して、中間検査を実施する旨、検査日及び検査員等必要な事項を事前に通知する。

5 中間検査で確認した出来形部分は、竣工検査及び出来形検査時の確認を省略することができる。ただし、中間検査後に現場状況が変化した場合又は請負者の管理状況等から再度の確認が必要な場合は、この限りでない。

(出来形検査との兼用)

第 4 条 中間検査は、出来形検査を兼ねることができるものとする。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、建設工事の中間検査の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(府中町建設工事検査規程の一部改正)

- 2 府中町建設工事検査規程（昭和57年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成31年3月29日訓令第12号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。